

「県産水産物消費拡大応援資材作成業務」

業務仕様書

令和 5 年 11 月
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が委託する「県産水産物消費拡大応援資材作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

A L P S 処理水の放出により、県産水産物全体に風評被害の影響が出てくる恐れがあることから、漁業者や水産加工事業者が不安を抱えることなく安心して事業を継続できるよう、国内外の消費者を対象とした新鮮で安全・安心な美味しい県産水産物の需要を喚起し、消費拡大を図るため、県産水産物の販促資材を作成するもの。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

県産水産物消費拡大応援資材作成業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月15日まで

イ 予算額

1,947,000円以内（税込）

(3) 業務内容

ア 県産水産物消費拡大応援ポスター等資材の企画・作成等

詳細は、別紙1のとおり

イ 自由提案

アのほか、本業務の目的を達成するための企画について、予算額の範囲内で提案すること。

(4) ポスター等資材作成に当たっての基本的な考え方

ア 本業務は、ポスター等資材作成の目的の達成に向けて、民間の専門能力を活用していくことが不可欠であることから、編集業務を含めた作成を委託するものであること。

イ ポスター等は、国内外の消費者に対して、県産水産物の安全性をアピールし、県産水産物を食べて応援してもらうような内容とすること。

ウ アの観点から、大人から子供まで幅広い消費者に向けた、親しみやすさ、わかりやすさ、おいしさに十分配慮した構成とし、ビジュアル（イラスト等）を取り入れ、平易な文章表現に努めること。

(5) 本業務の遂行に必要な資料の提供

ア 県は、受託者の求めがあった場合には、ポスター等資材作成の目的達成に必要な範囲内において、必要な資料の提供を行うものとする。

イ 受託者は、アにより提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、使用后、遅滞なく返却するものとする。

(6) 資料の収集及び取材

受託者は、本業務の遂行に必要となる(5)によらない資料の収集及び取材を行うものとする。

(7) 企画提案に当たっての基本的な考え方

参加者は、別紙1及び別紙2を基本に、「1 本業務の目的」及び「2（4）ポスター等資材作成に当たっての基本的な考え方」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を組み合わせ、具体的な紙面構成の提案を行うこと。

3 契約に関する条件

（1）再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

（2）再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

（3）業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

（4）権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとなるが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

（5）機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

（6）個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

【別紙 1】

県産水産物消費拡大応援資材作成業務

1 名称	県産水産物消費拡大応援資材（仮）（タイトルの提案含む）
2 発行名義	企画・発行：岩手県 編集・印刷：受託者
3 業務内容	<p>ポスター等資材の編集に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 関係機関との打合せ及び確認調整</p> <p>(2) 企画構成</p> <p>(3) デザインの実施</p> <p>(4) 割り付け・校正・その他編集</p> <p>(5) 資料の収集、取材、執筆（補足作業が必要な内容について）</p> <p>(6) 印刷物及びホームページ公開用データ（PDF 等）の作成</p> <p>(7) (6)の納品</p> <p>なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる体制を確保すること。</p>
4 規格等	<p>(1) 県産水産物 PR のロゴデザイン（2種類）</p> <p>(2) B2 ポスター（県産水産物 10 点※のオリジナルイラスト作成、カラー・デザイン制作含む。500 部）</p> <p>※ ワカメ、ホヤ、ウニ、ホタテ、カキ、アワビ、タラなど（予定）</p> <p>(3) 法被（カラー・デザイン制作含む。10 枚）</p> <p>(4) ミニのぼり（カラー・台座・デザイン制作含む。200 個）</p> <p>(5) 腰巻（カラー・デザイン制作含む。3 枚）</p> <p>(6) タペストリー（カラー・自立型・デザイン制作含む。3 枚）</p> <p>(7) PR 動画（30 秒程度・量販店等で使用）（企画構成・編集・音声制作含む。2 種類）</p> <p>※(1)のロゴは、(2)～(6)にも使用すること。</p>
5 基本的構成と内容	<p>新鮮で安全・安心な美味しい県産水産物の周知が図られる構成となっており、消費者に食べて応援してもらえるような内容となっていること。</p> <p>また、大人から子供まで幅広い消費者に向けた、親しみやすさ、わかりやすさ、おいしさに十分配慮した構成とし、ビジュアル（イラスト等）を取り入れ、平易な文章表現に努めること。</p>
6 資料等の収集	<p>(1) 県は、ポスター等資材の目的達成に必要な範囲内において、県が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(2) 受託者は、補足作業が必要な内容について、資料の収集・取材・執筆を行うものとする。</p>
7 業務工程	【別紙 2】 のとおり
8 成果物	本業務による成果物は、印刷物（ポスター等）及びホームページ公開用データ（PDF 等）とする。

【別紙2】

県産水産物消費拡大応援資材作成業務
工程表（予定）

月 日	主な作業内容
令和6年1月上中旬	契約締結
1月中旬	ポスター等資材の企画・構成打合せ
1月中下旬～2月上旬	資料収集等（随時）
2月下旬～3月上旬	ポスター等資材の編集・校正
2月下旬～3月上旬	ポスター等資材校了
3月中旬	ポスター等資材納品期限